

令和8年度ハロウィンゾンビナイトイベント業務 仕様書

1. 業務名

令和8年度ハロウィンゾンビナイトイベント業務

2. 目的

あまぎ自然と伝統文化体験館「わいど〜む あまぎ」において、闘牛大会以外での集客や賑わいを創出し、多様なイベントの実施の可能性について提案と周知を図り、非日常体験を通じ、日常では得られない達成感や協調性の醸成に寄与する。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年11月13日まで

4. 業務内容

(1) 基本的な考え方

あまぎ自然と伝統文化体験館「わいど〜む あまぎ」において、天城町商工水産観光課と連携を図りながら、安全に配慮したエンターテインメント（ハロウィンゾンビナイトイベント）の企画運営を行う。

(2) 開催概要

イベント名	令和8年度 ハロウィンゾンビナイト in わいど〜む あまぎ
開催日時	令和8年10月24日（土）～25日（日）の2日間 日没後 18:30～21:30の3時間を予定
開催場所	あまぎ自然と伝統文化体験館「わいど〜む あまぎ」 鹿児島県大島郡天城町浅間字戸ノ木322番地8
主な対象	徳之島島内の小学1年生～中学3年生の子どもたち

(3) 実施内容

施設内にゾンビ演出を施した演者を配置し、来場者が与えられたミッション（課題）を達成しながら場内を回遊しロウイン演出を体験する課題達成型体験プログラム形式とする。演出は驚きや緊張感を伴うものとするが、過度な恐怖表現や暴力的表現、身体接触を伴う行為は禁止とする。

(4) 演出方針

①基本方針

本イベントはホラー演出を含むが、公共施設における開催であることを踏まえ、

全年齢層への配慮を行う。

②イベント演出設定

- ・イベント全体の恐怖度は、主に小学生向けであること。
- ・ミッションの難易度は、主に小学生向けであること。
- ・ミッションの内容は、ストーリー性のあるものにする。

③ゾンビアクター等の派遣・手配

- ・ゾンビアクター（経験者）の島外からの派遣人数 必要数
- ・ゾンビアクター（未経験者可）の島内での手配人数 必要数
- ・特殊メイクアップアーティスト（経験者）の派遣人数 必要数

④広報物デザイン作成、印刷

- ・デザインデータ 印刷会社等に入稿可能な形式（.ai や.psd 等）での提出
- ・ポスター A2サイズ、片面フルカラー 印刷枚数 100 枚

⑤禁止演出

- ・来場者への故意の接触
- ・通路を封鎖する行為
- ・過度な追跡行為
- ・大声による威嚇
- ・過度な流血等の表現
- ・危険物を用いた演出
- ・小児への執拗な接近

(5) その他

- ・業務内容については、必要に応じて本町と都度協議を行うこと。
- ・受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、本町に提出すること。

5. 実施体制

本業務の履行にあたり、以下の事項に留意すること。

- ・必要な専門スタッフを配置し、町に実施体制を明示すること。
- ・業務が円滑に進むよう窓口担当者を置き、各担当者と連携した組織体制を整備すること。
- ・事業全体のスケジュール作成の上、進捗管理を行いながら、スケジュールに沿って履

行すること。

6. 成果物の納品

(1) 納品物

業務実施報告書（A4版）紙媒体2部

(2) 提出期限

令和8年11月13日

(3) 納品場所

天城町役場 商工水産観光課

7. その他の留意点

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本町の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 報告

受託者は随時、業務の進捗状況について本町に報告することとし、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。

(3) 著作権の帰属

本事業に係る成果品の著作権（上映、頒布、貸与、公衆送信及び二次利用権を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本町に帰属するものとする。

(4) 秘密の遵守

受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 記載外事項

業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証し、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) 委託料の支払い

支払方法について、受託者の指定する銀行口座に振り込むものとし、イベント実施後に請求書の提出をもって全額支払いをする。

(8) その他

本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。また、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。